平成２３年（フ）第９０号
富山県氷見市朝日本町24番９号、前住所石川県金沢市泉本町４丁目64番地
債務者　生パスタ専門店Ｌｅｎｔｏこと　瀧口　孝一
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２７２号
富山県射水市二口2027番地
債務者　正橋　芳之
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
金沢市藤江南２丁目67番地　クレールメゾン202、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目106番地
債務者　田中　啓子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９６号
金沢市泉野町４丁目20番10号
債務者　松江　英二
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
金沢市金石東１丁目６番２号
債務者　藤田外志秀
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０３号
金沢市金石東１丁目６番２号
債務者　藤田　陽子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１１号
金沢市伏見台２丁目３番25号　ほうれん荘７―764号、従前の住所金沢市有松３丁目７番19号、従前々の住所北海道檜山郡江差町字新地町16番地
債務者　関寺　明子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２２号
金沢市粟崎町ヌ５番地８
債務者　森元　　保
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
岐阜市長良福光2403番地10
債務者　後藤　　隆
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
岐阜県関市関ノ上１丁目12番３号
債務者　鈴木　基公
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６２号
岐阜市昭和町３丁目16番地２吉岡ビルＤ号室
債務者　古川　　凌（変更前の名由紀子）
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８０号
岐阜市早田栄町２丁目40番地コーポラス早田302号室
債務者　後藤　典子
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地尾崎団地Ｂ７棟721
債務者　関口　靖子（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
三重県名張市百合が丘東１番町157番地
債務者　井﨑　知子
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１２５号
三重県四日市市城東町17番10―103号
債務者　内田さゆり
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
三重県四日市市山城町748番地の１、住民票上の住所三重県四日市市尾平町3552番地
債務者　佐々木　明（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
三重県三重郡朝日町大字縄生2202番地111、住民票上の住所三重県三重郡朝日町大字縄生758番地１
債務者　清水　尚子
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　津地方裁判所四日市支部破産係